令和　８年（ケ）第　　１５１号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１０日
さいたま地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　山　川　七　星

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日から 令和　８年１２月　２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　９日　午前１０時００分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２３日　午前１０時００分 さいたま地方裁判所第３民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１４日　午前　９時１０分から 令和　８年１２月１８日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１０日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	30,610,000 24,488,000		6,122,000	135,369	29,007
備考	敷地部分の固定資産税及び都市計画税は不明				

令和　８年（ケ）第　　１５１号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　川口市幸町一丁目　２０番地１

建物の名称　　クリオレジダンス川口幸町

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　幸町一丁目　２０番１の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　　６５．０４平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　川口市幸町一丁目２０番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１５８４．６４平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　６２０４６５分の７００１

令和　8年（ケ）第　　151号

物　件　明　細　書

令和　8年10月21日
さいたま地方裁判所第3民事部
裁判所書記官　山　川　七　星

1　不動産の表示
【物件番号1】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1】
管理費等の滞納あり。

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　１５１号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　川口市幸町一丁目　２０番地１

建物の名称　　クリオレジダンス川口幸町

（専有部分の建物の表示）

家屋番号　　幸町一丁目　２０番１の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　　６５．０４平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　川口市幸町一丁目２０番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１５８４．６４平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　６２０４６５分の７００１

令和８年(ケ)第１５１号
令和８年７月３１日受理
令和８年８月３１日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官　室　井　祐　介

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　１５１号

物　件　目　録

1　(一棟の建物の表示)

所　　在　　川口市幸町一丁目　２０番地１

建物の名称　　クリオレジダンス川口幸町

(専有部分の建物の表示)

家屋　番号　　幸町一丁目　２０番１の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　　６５．０４平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号　　１

所在及び地番　川口市幸町一丁目２０番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１５８４．６４平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　６２０４６５分の７００１

(１枚目)

不動産の表示		「物件目録」のとおり
住居表示		埼玉県川口市幸町一丁目３番１－６０２号
建物		物件１
	種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
	物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
	占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を　居宅　として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
	管理費等の状況	■ 以下　のとおり 管理費　　１３，３００円 修繕積立金　１４，０００円 駐輪場使用料　　８００円 令和８年８月３日現在 □滞納はない ■滞納がある R7年6月～R8年8月分 計３２９，１００円
	管理費等照会先	明和地所コミュニティ株式会社
	その他の事項	１　管理会社によると、上記管理費等滞納金に対する遅延損害金として、５，３１６円が発生しているとのことである。 ２　洋室(1)及びリビング・ダイニングに猫を飼育するためのものと思料されるケージがそれぞれ存在する。
敷地権		符号１
	現況地目	■宅地（符号１）　□　（符号）　□　（符号）
	形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり
	敷地権の種類	■所有権（符号１）　□地上権（符号　）　□賃借権（符号　）
	その他の事項	敷地に接する地番 20-2、同 20-3、同 20-4（いずれも川口市所有名義）の各土地はいずれも公衆用道路となっている(いずれの登記上地目も同様)。
執行官保管の仮処分		■ない　　地方裁判所　支部　平成・令和　　年（　）第　　号 □ある　保管開始日　平成・令和　　年　　月　　日
敷地権以外の土地		■ない □ある
土地建物の位置関係		■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見
1　目的物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）、建物見取図及び添付した写真のとおりである。 2　債務者兼所有者不在のため、立会人を立ち会わせて立入り調査を実施した。 集合郵便ポスト及び玄関前には債務者兼所有者の氏名の表札は存在しないものの、住民票は目的物件の住所に置かれており、目的建物内には、同人の氏名が記載された公共料金関係書類（ガス、水道）が存在した。 また、目的建物内には債務者兼所有者の衣類等が干されており、直前まで使用していたと思料されるモニターが点灯したパソコンが存在していたことから、同人が単身居住し居宅として使用していることがうかがわれた。 なお、上記建物内に債務者兼所有者以外の者の占有をうかがわせる郵便物等は見当たらなかった。 以上の現況から目的物件の占有関係については、２枚目のとおり認めた。 以上

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年８月３日(月) 13：00－13：10	物件所在地	目的物件特定、占有確認、外観撮影、連絡文書投函
令和８年８月３日(月) 15：00－15：10	執務室	管理会社に対し管理費等滞納状況照会書をファックス送信
令和８年８月14日(金) 17：10－17：20	物件所在地	連絡文書投函、解錠予告
令和８年８月25日(火) 12：45－13：45	物件所在地	立会人立会いのもと物件調査、写真撮影（評価人同行）
令和８年８月26日(水) 8：30－8：40	執務室	登記情報提供サービスを利用し、隣接地の登記情報取得

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和８年８月２５日

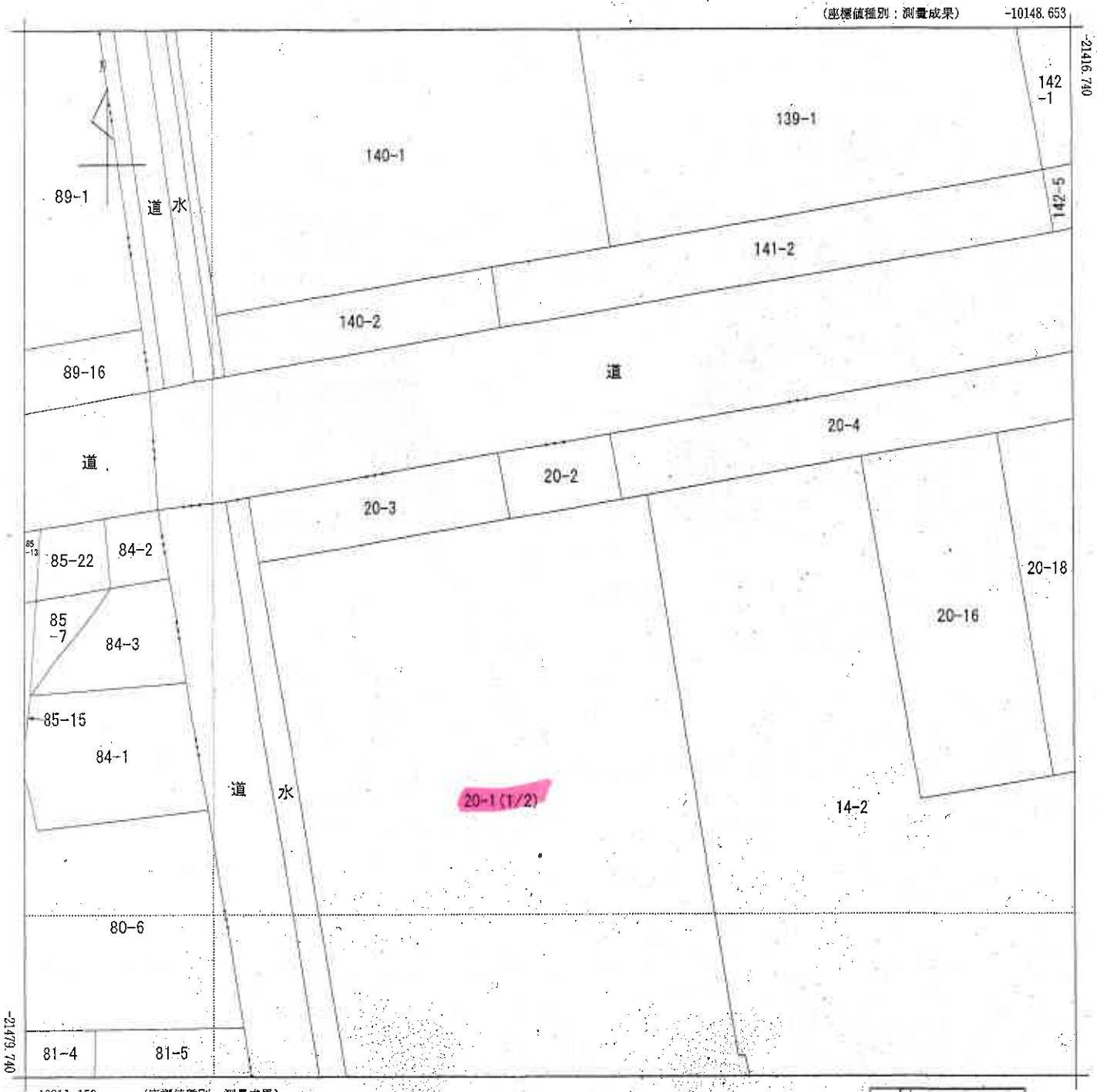
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小コピーにつき縮尺相違



地番区域見出し：中青木１丁目、幸町２丁目、幸町１丁目

請求部分	所在	川口市幸町一丁目				地番	20番1		
出力縮尺	1/250	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	令和5年3月1日			備付年月日(原図)	令和5年3月27日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

（さいたま地方法務局川口出張所管轄）

令和8年6月9日

東京法務局立川出張所

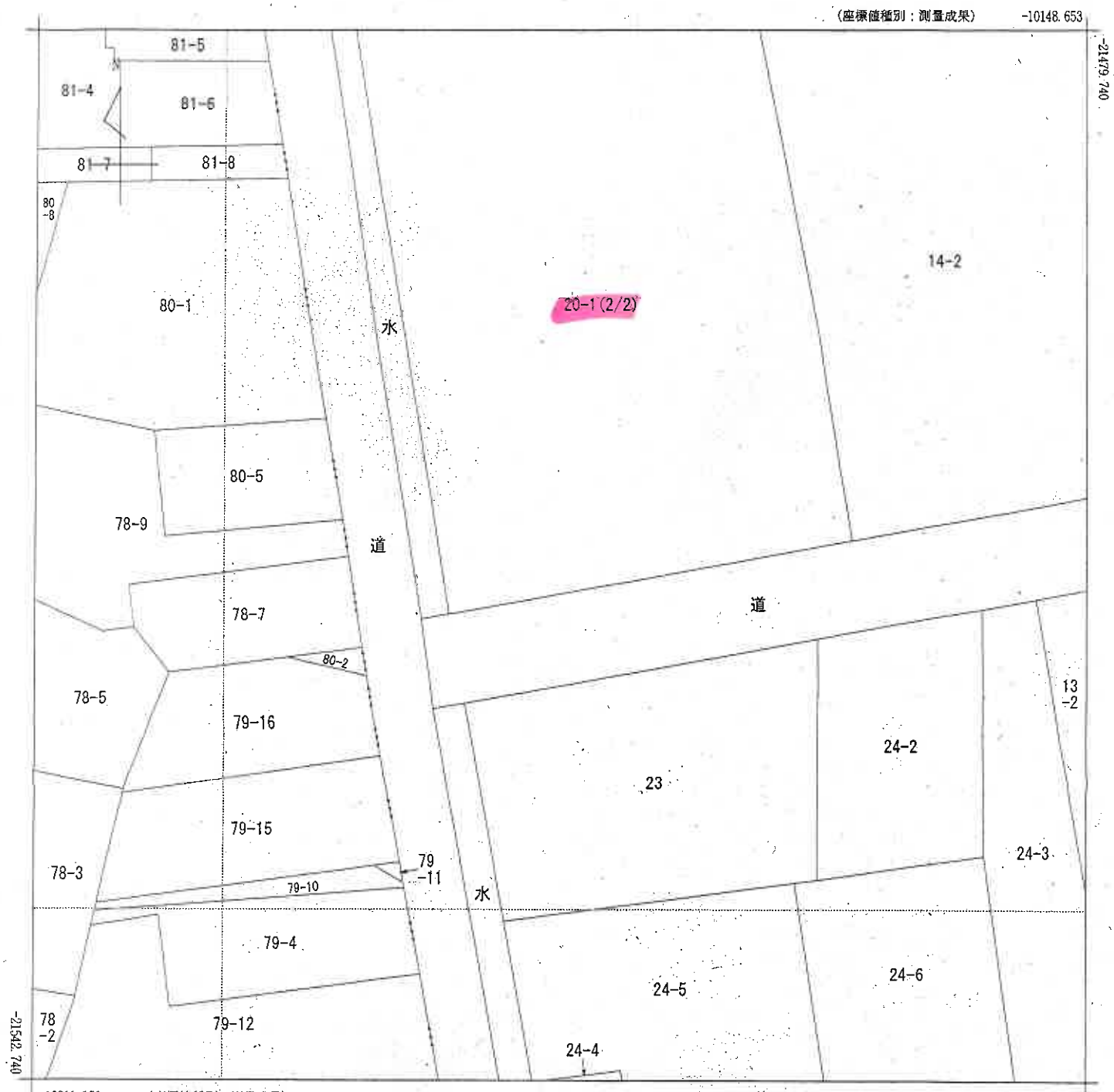
登記官 [redacted]

(5枚目)

請求番号：23-1

(1/2)

縮小コピーにつき縮尺相違



請求部分	所在	川口市幸町一丁目				地番	20番1		
出力縮尺	1/250	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	令和5年3月1日			備付年月日(原図)	令和5年3月27日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

（さいたま地方法務局川口出張所管轄）

令和8年6月9日

東京法務局立川出張所

登記官 [redacted]

（6枚目）

請求番号：23-1

(2/2)

登記年月日：令和6年3月7日

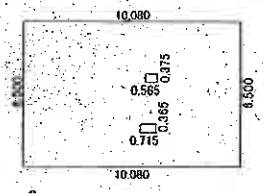
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（さいたま地方法務局川口出張所管轄）
令和8年6月9日　東京法務局立川出張所
登記官

（7枚目）

各階平面図

家屋番号	幸町一丁目 20番1の602
建物の所在	川口市幸町一丁目20番地1

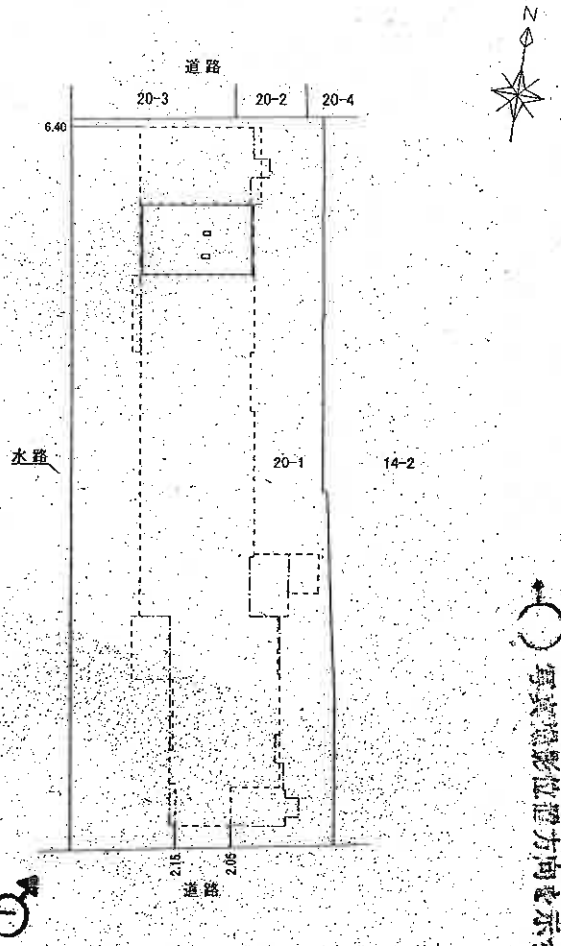
建物図面



求積表

10.080	×	6.500	=	65.520000
0.715	×	0.365	=	−0.260975
0.565	×	0.375	=	−0.211875
		計		65.047150

床面積　65.04 ㎡



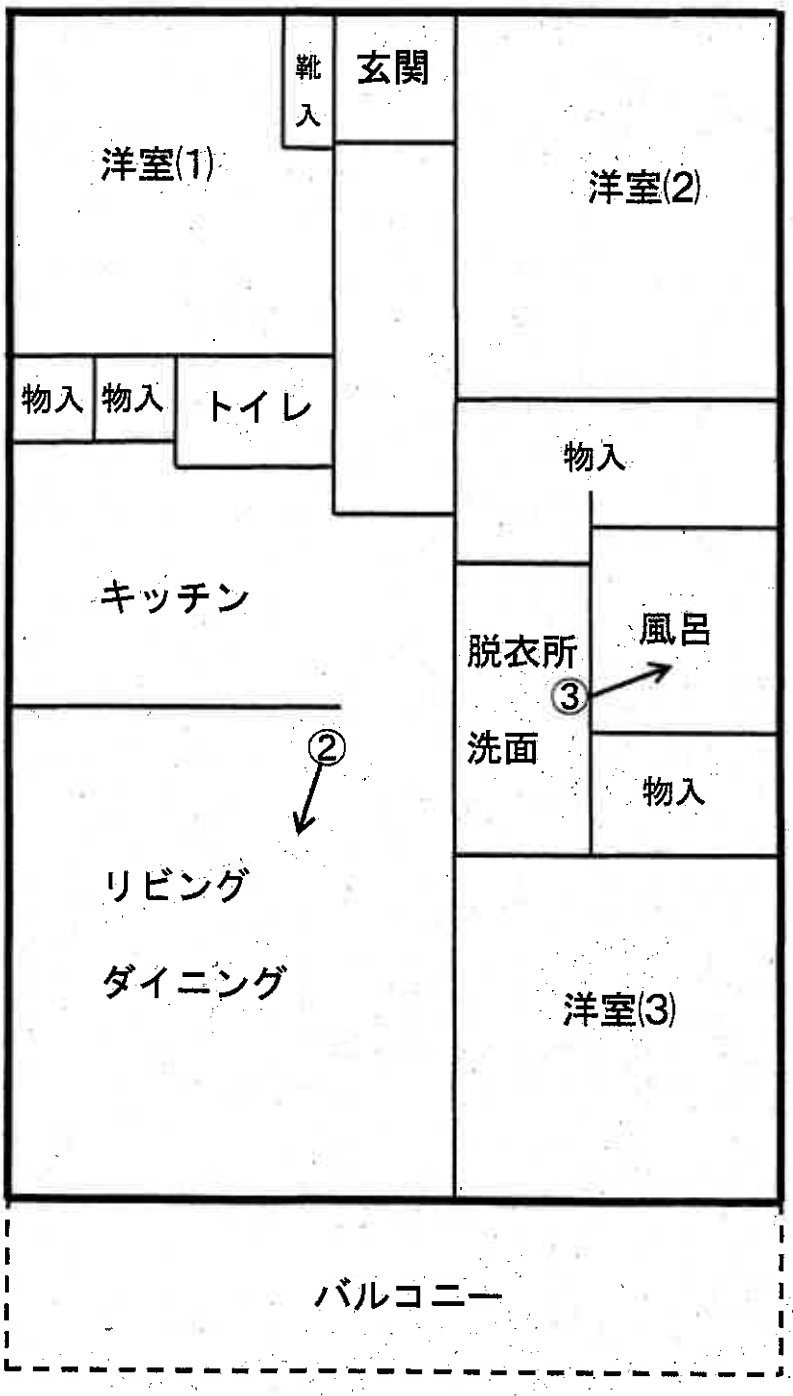
縮小コピーにつき縮尺相違

写真撮影位置方向を示す

作成者	[redacted] （令和 6年 2月29日作成）	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

請求番号：23-3

建 物 見 取 図　（写真撮影位置 ○→）



（８枚目）

①



②



③



令 和 8 年 (ケ) 第 151 号
令 和 8 年 8 月 25 日　現地調査
令 和 8 年 8 月 31 日　評　価

さいたま地方裁判所

評　価　書

評価人　不動産鑑定士
風 岡 淳 一

令和　8年（ケ）第　　１５１号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　川口市幸町一丁目　２０番地１

建物の名称　　クリオレジダンス川口幸町

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　幸町一丁目　２０番１の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　　６５．０４平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　川口市幸町一丁目２０番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１５８４．６４平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　６２０４６５分の７００１

第1　評価額

物件番号	評　　価　　額
物件1	金３０，６１０，０００円

第2　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

物件番号	所　在　等	登　　記	現　　況
1	（一棟の建物の表示） 所　　在 建物の名称 （専有部分の建物の表示） 家屋番号 建物の名称 種　　類 構　　造 床　面　積 （敷地権の目的である土地の表示） 土地の符号 所在及び地番 地　　目 地　　積 （敷地権の表示） 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	別紙物件目録記載のとおり	

物件番号	特　記　事　項
	な　し

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4　目的物件の位置・環境等

1　土地の概況・利用状況等

位置・交通	ＪＲ京浜東北線「川口」駅の北東方約540m（直線距離）に位置する。	
付近の状況	高層マンションが多い利便性の良い地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 400% 準防火地域 高さ制限45m以下（景観計画）、駐車場整備地区
画地条件等	地積 形状 地勢 その他	1,584.64㎡ ほぼ長方形 平坦
接面道路の状況	北約15m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面 西約5.2m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面 南約5.4m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	本件マンションの敷地	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特記事項	本件土地の一部は過去に工場及びクリーニング施設が存在していたが、汚染リスクは不明である。	

2　建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	クリオレジダンス川口幸町
建物の用途	共同住宅　　(総戸数91戸)
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載）：令和6年2月19日新築 経過年数：約2年 経済的残存耐用年数：約48年
構造	鉄筋コンクリート造、10階建
仕様	屋根：陸屋根 外壁：タイル貼り、その他 その他：
設備等	エレベーター、駐車場、駐輪場、バイク置場、宅配ボックス、その他
建物の品等	使用資材：普通 施工：普通
管理の形態等	管理組合：クリオレジダンス川口幸町管理組合 管理会社：明和地所コミュニティ(株) 管理形態：日勤管理
管理の状況	普通
特記事項	

(2) 専有部分の概要

構　　造	鉄筋コンクリート造
位　　置	階層： 6階 主要開口部の方位： 西向き
床　面　積	登記とほぼ同じ
間　取　り	3ＬＤＫ　　バルコニーあり
仕　　様	内　壁 ： クロス貼り、その他 天　井 ： クロス貼り、その他 床　： フローリング、その他 設　備 ： 電気、ガス、給排水等 その他 ： ※アスベストの存否は不明
保守管理の状態	良好
管　理　費　等	管　理　費 ： 13,300 円 （月額） 修繕積立金 ： 14,000 円 （月額） 滞　納　額 ： あり （令和8年8月3日現在） ※その他の費用等は執行官の現況調査報告書記載のとおり。
専有部分の利用状況等	所有者が居宅として利用している。
特　記　事　項	北東側洋室及びリビングダイニングに猫を飼育するためのものと思われるケージが存するが、専有部分内に猫によるもの思われる傷みは見受けられない。

第5　評価額算出の過程

目的物件は、賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、本件評価では積算価格に加え、賃貸借を想定することにより収益価格を求め、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を求める。

Ⅰ　積算価格の試算

1　基礎となる価格

①　建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

再調達原価（円/㎡） ア	専有面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
330,000	65.04	0.96	20,600,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とし、千円未満の場合は千円とする(以下同じ)。

イ　専有面積：登記面積

ウ　現価率：

経過年数約2年、経済的残存耐用年数約48年、観察減価率(中古建物の市場性・前記特記事項等も考慮)0%

(計算式) 48／(2＋48)×(1－0)

②　敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地 価格（円/㎡） ア	個別 格差 イ	地　積 （㎡） ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 （円） ア×イ×ウ×エ×オ
742,000	1.04	1,584.64	1.0	7,001／620,465	13,800,000

ア　標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地　川口-20

公示地価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
721,000円/㎡	×	105／100	×	100／103.0	×	100／99	≒	742,000円/㎡

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、交通接近条件が劣る。

イ　個別格差：三方路等を考慮した。

エ　建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ　敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

2　積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を次のとおり求めた。

建物価格 （円） ア	敷地権価格 （円） イ	価格 補正 ウ	個別 格差 エ	積算価格 （円） （ア＋イ）×ウ×エ
20,600,000	13,800,000	1.3	1.01	45,170,000

ウ　価格補正：周辺の売買事例、売り希望事例等を参考に補正した。

エ　個別格差：5階西向き中間部屋を標準とし、階層別(6/10階)・位置別(西向き中間部屋)効用比等を考慮した。

Ⅱ　収益価格の試算（ＤＣＦ法による）

目的物件は、賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、ＤＣＦ法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも現行の賃貸条件に付合する内容が実現するものではない。

《ＤＣＦ法の価格査定表》

３年間の有効純収益現価の合計	正味復帰価格の現価					収益価格
	４年目期末有効純収益	最終還元利回り	３年目期末復帰価格※1	複利現価率※2	正味復帰価格現価	
			イ ÷ ウ ×（ 1 － 0.03 ）	（ 3.5 ％ ）	エ×オ	ア＋カ
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	
円	円	%	円		円	円
4,440,398	1,533,200	4.0	37,180,100 円	0.9019	33,532,732	37,970,000 円
（ 11.7 ％ ）					（ 88.3 ％ ）	（ 100 ％ ）

※1　売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の３％と査定した。

※2　複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 3.5\%)^{3} = 0.9019$$

ア　3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ　4年目期末有効純収益：保有期間終了後（4年目）の正味純収益である。

ウ　最終還元利回り：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。

エ　3年目期末復帰価格：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ　複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ　正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

Ⅲ　評価額の判定

1　試算価格の調整

積算価格及び収益価格が下記のとおり算定された。

両試算価格には開差が生じたが、元本と果実たる賃料の相関関係等を考量すると、この程度の開差はやむを得ない。よって、本件評価では積算価格を中心に収益価格を勘案して、調整後価格を下記のとおり求めた。

	占有減価修正前の試算価格（円） ア	占有減価修正 イ	試算価格（円） ア×イ
① 積 算 価 格	45,170,000	1.00	45,170,000
② 収 益 価 格	――		37,970,000
③調整後の価格	43,730,000		

イ　占有減価修正：なし

2　評価額の判定

調整後の価格に市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

調整後の価格（円） ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	その他の控除減価(敷金等)（円）オ	評価額（円） ア×イ×ウ×エ－オ
43,730,000	1.0	0.7	1.00		30,610,000

イ　市場性修正：なし

ウ　競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ　滞納管理費等相当額の減価：なし（滞納管理費等は競売市場修正における減価に含む）

オ　その他の控除減価（敷金等）：なし

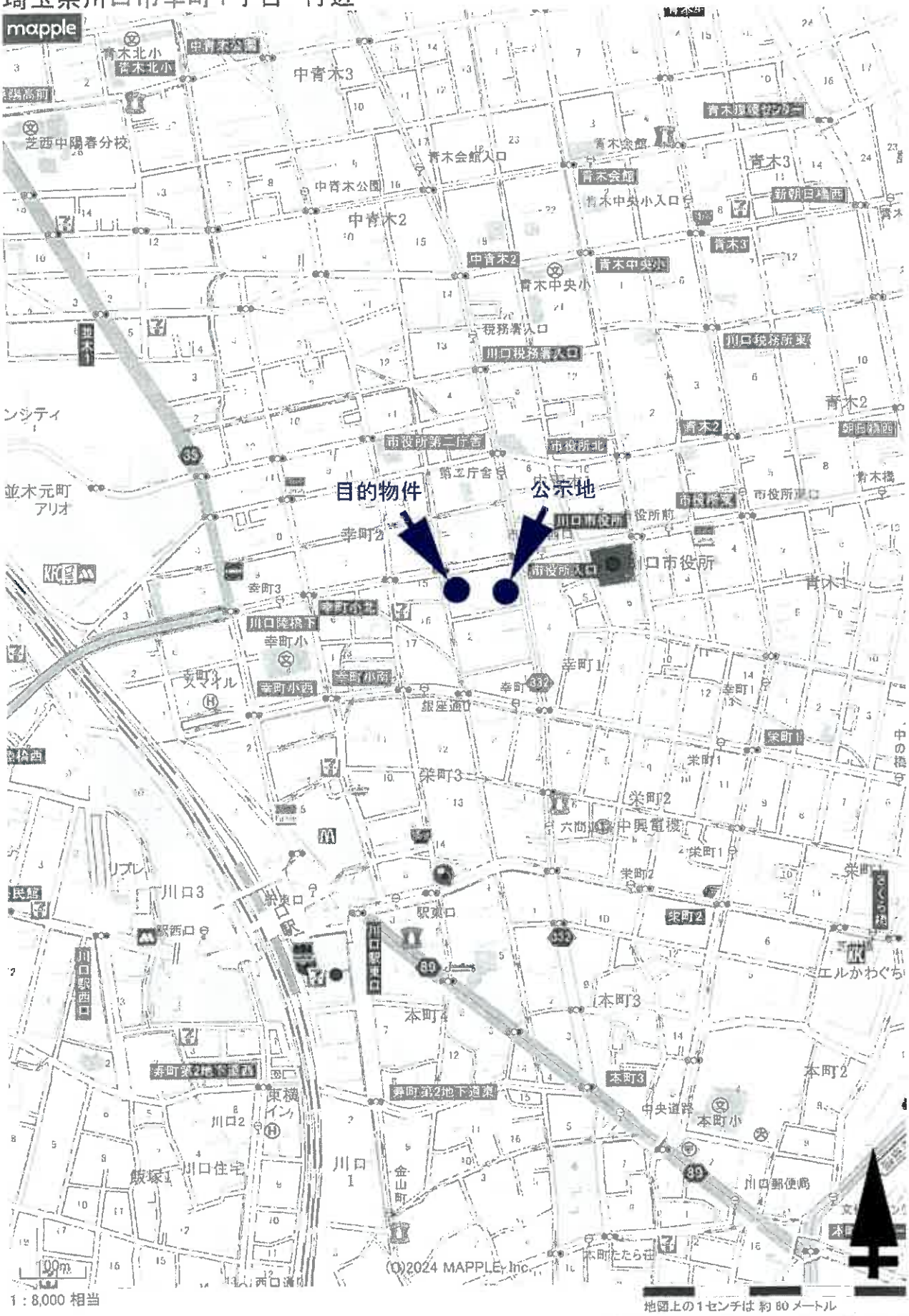
第6　参考価格資料

地価公示価格　（　川口-20　）
所　　在　：川口市幸町1丁目14番1「幸町1-3-24」
価　　格　：721,000円/㎡
位　　置　：ＪＲ京浜東北線「川口」駅約800m(道路距離)
価格時点　：令和8年1月1日
地　　積　：1,804㎡
供給処理施設　：ガス・水道・下水
接面道路　：東12m県道、南側道
用途指定等　：商業地域（建蔽率80%、容積率400%）
地域の概要　：高層マンションが建ち並ぶ利便性の良い住宅地域

第7　附属資料

1　位置図
2　公図写
3　建物図面・各階平面図写

埼玉県川口市幸町1丁目　付近



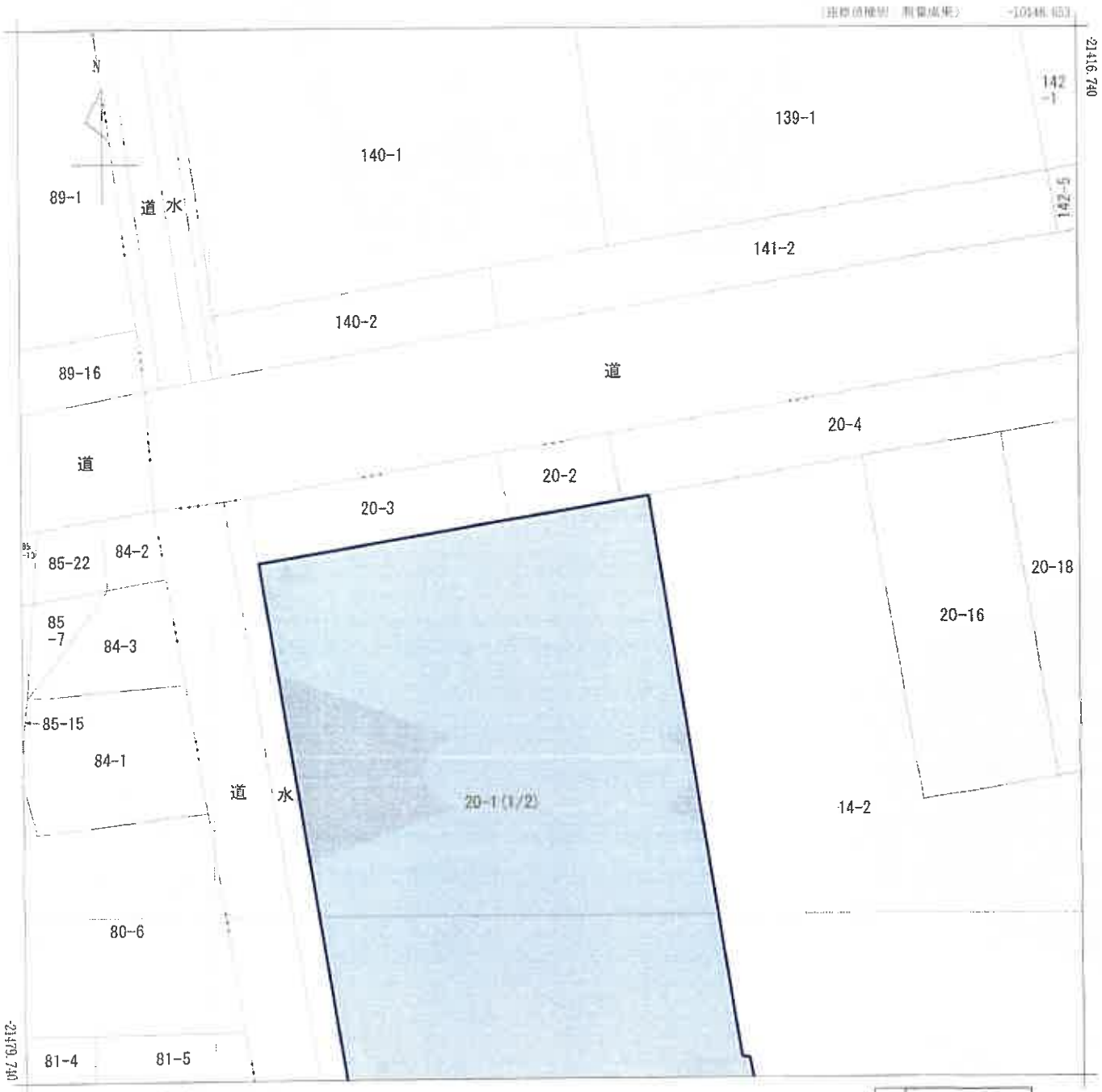
1：8,000 相当

地図上の1センチは 約 80 メートル

印刷中心は 東経 139度43分14秒 北緯 35度48分20秒

スーパーマップルデジタル25

株式会社マップル



地番区域見出	中青木１丁目 / 幸町１丁目

請求部分	所在	川口市幸町一丁目			地番	20番1			
出力縮尺	1/250	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	令和5年3月1日			備付年月日(原図)	令和5年3月27日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和8年6月9日

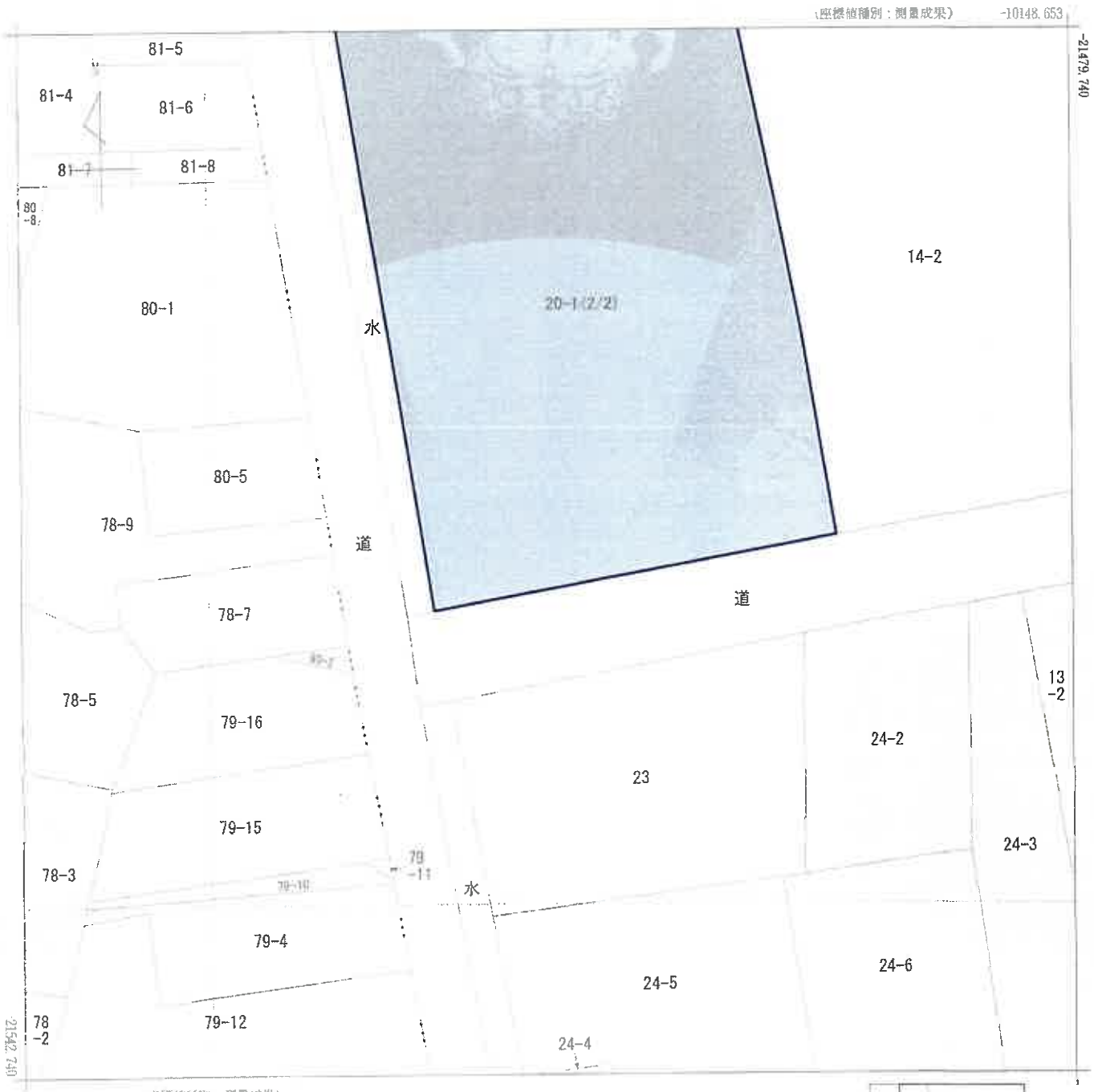
東京法務局立川出張所

登記官 [redacted]

請求番号：23-1

(1/2)

A３をA４に縮小



請求部分	所在	川口市幸町一丁目				地番	20番1				
出力縮尺	1/250	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第１４条第１項)		種類	法務局作成地図	
作成年月日	令和5年3月1日			備付年月日(原図)	令和5年3月27日			補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

（さいたま地方法務局川口出張所管轄）

令和8年6月9日

東京法務局立川出張所

登記官 [redacted]

請求番号：23-1

(2/2)

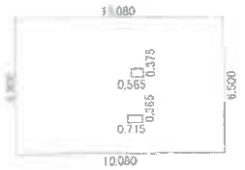
A３をA４に縮小

登記年月日：令和6年3月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（さいたま地方法務局川口出張所管轄）
令和8年6月9日　東京法務局立川出張所
登記官

各階平面図

家屋番号	幸町一丁目 20番1の602
建物の所在	川口市幸町一丁目20番地1

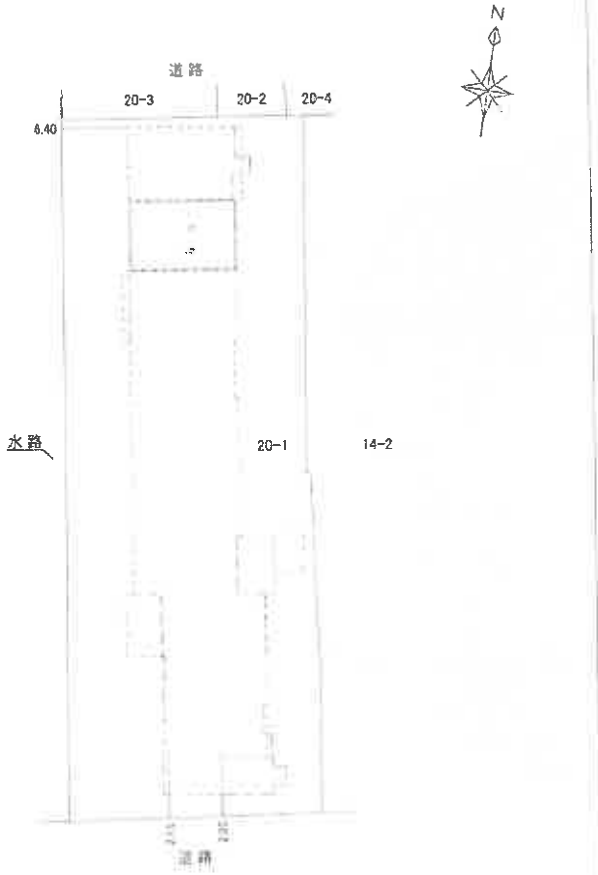


求積表

10.080	×	6.500	=	65.520000
0.715	×	0.365	=	−0.260975
0.565	×	0.375	=	−0.211875
			計	65.047150

床面積　65.04 ㎡

建物図面



建物の存する部分　6階

作成者	[redacted]　（令和 6年 2月29日作成）	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

[redacted]

A3をA4に縮小

請求番号：23-3